



発行 新潟県

第 27 号

平成27年4月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 588 知事指定薬物の指定の失効（医務薬事課）
- 589 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 590 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 591 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 592 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 593 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 594 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 595 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 596 土地改良区連合役員の就任届（農地計画課）
- 597 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 598 管理規程の認可（農地計画課）
- 599 管理規程の認可（農地計画課）
- 600 管理規程の認可（農地計画課）
- 601 管理規程の認可（農地計画課）
- 602 管理規程の認可（農地計画課）
- 603 管理規程の認可（農地計画課）
- 604 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 605 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 606 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 607 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 608 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 609 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 610 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 611 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 612 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 613 道路の区域変更（道路管理課）
- 614 道路の供用開始（道路管理課）
- 615 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 616 建築基準法による公開の意見聴取（建築住宅課）
- 617 港湾施設の変更（港湾整備課）

公 告

- 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催（消防課）
- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催（消防課）
- 特定調達契約の落札者等（医務薬事課）
- 大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
- 特殊肥料の検査の結果（農産園芸課）

正 誤

平成27年1月6日付け県報第1号告示第7号中(道路管理課)

告 示

◎新潟県告示第588号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-(2,5-ジメトキシ-4-プロピルフェニル)エタンアミン(通称名2C-P)及びその塩類
- (2) 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン(通称名25D-NBOMe)及びその塩類
- (3) 4-ヒドロキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン(通称名4-OH-MIPT)及びその塩類
- (4) 4-アセトキシ-N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン(通称名4-AcO-MIPT)及びその塩類
- (5) [5-(3-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン(通称名JWH-368)及びその塩類
- (6) ナフタレン-1-イル(1-ペンチル-5-フェニル-1H-ピロール-3-イル)メタノン(通称名JWH-145)及びその塩類
- (7) N-ベンジル-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド(通称名5F-SDB-006)及びその塩類
- (8) 5-クロロ-3-エチル-N-[4-(ピペリジン-1-イル)フェネチル]-1H-インドール-2-カルボキサミド(通称名Org27569)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成27年4月4日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第589号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	住 所	担当する医療の種 類	廃止年月日
みどり町調剤薬局	新発田市緑町 2-16-9	育成医療・ 更生医療	平成27年3月31日

◎新潟県告示第590号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町 2-6-6	育成医療・更生医療	平成27年4月1日
みどり町調剤薬局	新発田市緑町 2-16-9	育成医療・更生医療	平成27年4月1日
ファーマみらい舞子薬局	南魚沼市仙石 1-17	育成医療・更生医療	平成27年4月1日

◎新潟県告示第591号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、弥彦村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月11日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	弥彦体育館	弥彦村全域
5月12日から平成28年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、30日、31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第592号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、見附市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月12日（火） 5月13日（水） 5月14日（木） 5月15日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	見附市役所車庫	見附市全域
5月18日から平成	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者

28年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、30日、31 日を除く。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器
---	---------------	-------------	--

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第593号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	52者	北区大月字内沼1976番ほか569筆 51.5ha
五泉市	4者	木越字石道1874番1ほか113筆 8.8ha
燕市	1者	杣木字浜田1547番1ほか24筆 1.7ha
田上町	2者	大字曾根新田2326番ほか15筆 2.5ha
魚沼市	6者	湯之谷芋川字一里塚130番1ほか134筆 9.5ha
上越市	29者	大字戸野目字三反田128番2ほか247筆 35.2ha
妙高市	5者	長森字五反田57番ほか87筆 8.1ha
糸魚川市	2者	山本1549番ほか24筆 2.2ha
合計	101者	1,221筆 119.4ha

2 申請年月日

平成27年3月30日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年4月7日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事 新潟市南区牛崎315番地 荒井 誠一
就任年月日 平成27年3月21日

◎新潟県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の福島江土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年4月7日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事 長岡市亀貝町1770番地 川瀬 佐一

就任年月日 平成27年3月26日

◎新潟県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年4月7日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 新潟市南区牛崎315番地 荒井 誠一

就任年月日 平成27年3月21日

◎新潟県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。

平成27年4月7日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可（同意）年月日	根拠条文
阿賀野市 伊藤政晴ほか16名	六九	区画整理	新規	平成27年3月27日	第48条

◎新潟県告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり灰爪堰管理規程を認可した。

平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

1 管理規程を定めた者の所在地及び名称

柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区

2 認可年月日

平成27年3月25日

3 認可した管理規程の概要

第1章 総則

第2章 堰、及び取水ゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 雑則

◎新潟県告示第599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり新田堰管理規程を認可した。

平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

1 管理規程を定めた者の所在地及び名称

柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区

2 認可年月日

平成27年3月25日

3 認可した管理規程の概要

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

- 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
-

◎新潟県告示第600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり大川堰管理規程を認可した。
平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在地及び名称
柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区
 - 2 認可年月日
平成27年3月25日
 - 3 認可した管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
-

◎新潟県告示第601号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり平井頭首工管理規程を認可した。

平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在地及び名称
柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区
 - 2 認可年月日
平成27年3月25日
 - 3 認可した管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
-

◎新潟県告示第602号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり古町頭首工管理規程を認可した。

平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在地及び名称
柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区
 - 2 認可年月日
平成27年3月25日
 - 3 認可した管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
-

◎新潟県告示第603号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり善根頭首工管理規程を認可した。

平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在地及び名称
柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
平成27年3月25日
- 3 認可した管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
 - 第5章 雑則

◎新潟県告示第604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり滝谷頭首工管理規程の変更を認可した。

平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
平成27年3月25日
- 3 認可した管理規程の概要
合併に伴う土地改良区名称の改正及び通知先の関係機関名称変更等に伴う別表1の改正

◎新潟県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり十日市頭首工管理規程の変更を認可した。

平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
平成27年3月25日
- 3 認可した管理規程の概要
合併に伴う土地改良区名称の改正及び通知先の関係機関名称変更等に伴う別表1の改正

◎新潟県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり井岡頭首工管理規程の変更を認可した。

平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
平成27年3月25日
- 3 認可した管理規程の概要
合併に伴う土地改良区名称の改正及び通知先の関係機関名称変更等に伴う別表1の改正

◎新潟県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり大塚頭首工管理規程の変更を認可した。

平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
平成27年3月25日
- 3 認可した管理規程の概要
合併に伴う土地改良区名称の改正及び通知先の関係機関名称変更等に伴う別表1の改正

◎新潟県告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり正明寺頭首工管理規程の変更を認可した。

平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
平成27年3月25日
- 3 認可した管理規程の概要
合併に伴う土地改良区名称の改正及び通知先の関係機関名称変更等に伴う別表1の改正

◎新潟県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり大割堰管理規程の変更を認可した。

平成27年4月7日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
平成27年3月25日
- 3 認可した管理規程の概要
合併に伴う土地改良区名称の改正及び通知先の関係機関名称変更等に伴う別表1の改正

◎新潟県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営湯川内地区区画整理（農地環境整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成27年4月8日から平成27年5月11日まで
- 3 縦覧に供する場所
糸魚川市役所
- 4 その他
(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営津有南部第1地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月7日

新潟県上越地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成27年4月8日から平成27年5月11日まで
- 3 縦覧に供する場所
上越市役所
- 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
小泉	農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業	十日町市	平成26年12月12日

◎新潟県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市浜河内字本木戸551番1から 同市浜河内字上ノヲケ平1026番1まで	新	(A) 4.5～91.4メートル	1,711.3メートル
		(B) 5.0～154.0メートル	803.0メートル

	旧	4.5～91.4メートル	1,711.3メートル
--	---	--------------	-------------

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第614号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間
佐渡市浜河内字本木戸551番1から同市浜河内字上ノヲケ平1026番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月7日

◎新潟県告示第615号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年4月7日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成27年3月27日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
燕市水道町四丁目362番、363番、364番、365番の内	5.90	50.00

◎新潟県告示第616号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により、同条第11項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 日時
平成27年4月20日(月)午後2時00分から
- 2 場所
小千谷市桜町5140
小千谷市総合福祉センターサンラックおぢや
- 3 意見の聴取の事由
下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、工業の利便上又は公益上必要かどうかについて利害関係者の意見を聴くため。
- 4 建築計画の概要
 - (1) 申請者の住所及び名称
小千谷市平成1丁目5番20号
学校法人 専正学園 理事長 大瀧 定賢
小千谷市若葉3丁目135番地
株式会社 ユニオンフーズ 代表取締役 大宮 武一
 - (2) 申請地
小千谷市若葉町3丁目130番、131番、132番
 - (3) 主要用途

幼稚園、事務所

(4) 構造・規模

鉄骨造 地上2階建て、鉄骨造 地上1階建て

建築面積 689.65平方メートル

延べ面積 1,142.25平方メートル

◎新潟県告示第617号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更する。

平成27年4月7日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

平成26年4月8日新潟県告示第615号指定分

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東) 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積35,019.69平方メートル 未舗装

を

種類	名称	位置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東) 4号野積場	北蒲原郡聖籠町 東港2丁目地内	面積39,310.16平方メートル 未舗装

に変更する。

公 告

危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 講習会の期日及び場所

開催地	会場名（所在地）	講習期日
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西1-11-2）	平成27年6月10日（水）
佐渡市	アミューズメント佐渡 （佐渡市中原234-1）	平成27年6月16日（火）
佐渡市	あゆす会館 （佐渡市小木町1949-2）	平成27年6月17日（水）
糸魚川市	糸魚川建設会館 （糸魚川市南押上3-3-36）	平成27年6月19日（金）
上越市	上越人材ハイスクール （上越市高土町3-1-15）	平成27年6月23日（火） 平成27年6月24日（木）
長岡市	長岡新産管理センター （長岡市新産2-1-4）	平成27年6月26日（金）
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西1-11-2）	平成27年7月7日（火）
新発田市	新発田市生涯学習センター （新発田市中央町5-8-47）	平成27年7月9日（木）

三条市	燕三条地場産業振興センター（メッセピア） （三条市須頃1-17）	平成27年7月13日（月）
十日町市	十日町地場産業振興センター（クロス10） （十日町市本町6）	平成27年7月16日（木）
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西1-11-2）	平成27年7月24日（金）
村上市	村上市民ふれあいセンター （村上市岩船3270）	平成27年8月24日（月）
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西1-11-2）	平成27年8月26日（水）
長岡市	長岡新産管理センター （長岡市新産2-1-4）	平成27年9月2日（水）
糸魚川市	糸魚川建設会館 （糸魚川市南押上3-3-36）	平成27年9月4日（金）
南魚沼市	南魚沼市ふれ愛支援センター （南魚沼市坂戸399-1）	平成27年9月8日（火）
柏崎市	柏崎エネルギーホール （柏崎市駅前2-2-30）	平成27年9月11日（金）
上越市	上越人材ハイスクール （上越市高土町3-1-15）	平成27年9月14日（月） 平成27年9月15日（火）
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西1-11-2）	平成27年10月6日（火）
小千谷市	小千谷市総合福祉センター（サンラックおぢや） （小千谷市大字桜町5140）	平成27年10月27日（火）
新発田市	新発田市生涯学習センター （新発田市中央町5-8-47）	平成27年11月5日（木）
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西1-11-2）	平成27年11月10日（火）
長岡市	長岡新産管理センター （長岡市新産2-1-4）	平成27年11月12日（木）
上越市	上越人材ハイスクール （上越市高土町3-1-15）	平成27年11月17日（火）
三条市	燕三条地場産業振興センター（メッセピア） （三条市須頃1-17）	平成27年11月19日（木）
新潟市	新潟テクノスクール （新潟市中央区鑑西1-11-2）	平成28年2月16日（火） 平成28年2月17日（水）

2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、午前9時から

午後の講習の場合は、午後1時から

講習時間 午前の講習の場合は、午前9時30分から午前12時30分まで

午後の講習の場合は、午後1時30分から午後4時30分まで

4 受講申請受付期間

(1) 講習期日が6月10日（水）のときは、平成27年5月7日（木）から20日（水）まで

(2) 講習期日が6月16日（火）のときは、平成27年5月12日（火）から26日（火）まで

(3) 講習期日が6月17日（水）のときは、平成27年5月12日（火）から26日（火）まで

(4) 講習期日が6月19日（金）のときは、平成27年5月15日（金）から29日（金）まで

- (5) 講習期日が6月23日(火)、24日(水)のときは、平成27年5月19日(火)から6月2日(火)まで
- (6) 講習期日が6月26日(金)のときは、平成27年5月22日(金)から6月5日(金)まで
- (7) 講習期日が7月7日(火)のときは、平成27年6月2日(火)から16日(火)まで
- (8) 講習期日が7月9日(木)のときは、平成27年6月4日(木)から18日(木)まで
- (9) 講習期日が7月13日(月)のときは、平成27年6月8日(月)から22日(月)まで
- (10) 講習期日が7月16日(木)のときは、平成27年6月11日(木)から25日(木)まで
- (11) 講習期日が7月24日(金)のときは、平成27年6月19日(金)から7月3日(金)まで
- (12) 講習期日が8月24日(月)のときは、平成27年7月21日(火)から8月3日(月)まで
- (13) 講習期日が8月26日(水)のときは、平成27年7月22日(水)から8月5日(水)まで
- (14) 講習期日が9月2日(水)のときは、平成27年7月29日(水)から8月17日(月)まで
- (15) 講習期日が9月4日(金)のときは、平成27年7月31日(金)から8月17日(月)まで
- (16) 講習期日が9月8日(火)のときは、平成27年8月4日(火)から18日(火)まで
- (17) 講習期日が9月11日(金)のときは、平成27年8月7日(金)から21日(金)まで
- (18) 講習期日が9月14日(月)、15日(火)のときは、平成27年8月10日(月)から24日(月)まで
- (19) 講習期日が10月6日(火)のときは、平成27年9月1日(火)から15日(火)まで
- (20) 講習期日が10月27日(火)のときは、平成27年9月18日(金)から10月6日(火)まで
- (21) 講習期日が11月5日(木)のときは、平成27年10月1日(木)から15日(木)まで
- (22) 講習期日が11月10日(火)のときは、平成27年10月6日(火)から20日(火)まで
- (23) 講習期日が11月12日(木)のときは、平成27年10月8日(木)から22日(木)まで
- (24) 講習期日が11月17日(火)のときは、平成27年10月13日(火)から27日(火)まで
- (25) 講習期日が11月19日(木)のときは、平成27年10月15日(木)から29日(木)まで
- (26) 講習期日が平成28年2月16日(火)、17日(水)のときは、平成28年1月12日(火)から26日(火)まで

5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内

郵便番号950-0965 電話番号025-285-3490

公益財団法人新潟県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円分の新潟県収入証紙で納入

7 その他

- (1) 受講当日、受講者は免状を持参し、受付時に提出すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課へ行うこと。

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について(公告)

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	8月21日(金)	技術士センタービルI
消火設備	7月22日(水)	新潟ユニゾンプラザ
	11月18日(水)	新潟ユニゾンプラザ
	11月25日(水)	ハイブ長岡
警報設備	7月23日(木)	新潟ユニゾンプラザ
	11月12日(木)	上越テクノスクール
	11月19日(木)	新潟ユニゾンプラザ
	11月26日(木)	ハイブ長岡

避難設備・消火器	7月24日(金)	新潟ユニゾンプラザ
	11月13日(金)	上越テクノスクール
	11月20日(金)	新潟ユニゾンプラザ
	11月27日(金)	ハイブ長岡

2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類 乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類
避難設備・消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類

3 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分

4 受講申請手続

(1) 受付期間

① 7月講習及び特殊消防用設備等講習

平成27年6月15日(月)から平成27年6月26日(金)まで

② 11月講習

平成27年9月7日(月)から平成27年9月18日(金)まで

(2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ2階 一般財団法人新潟県消防設備協会

(3) 必要書類等

① 受講申請書(講習区分ごとに提出する。)

② 写真1枚(申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面無帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。)

③ 受講手数料7,000円(新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付する。)

5 その他

(1) 受講案内書及び受講申請書配布場所

一般財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署

(2) 受講時に持参するもの

消防設備士免状、受講票、筆記用具

(3) 問い合わせ先

一般財団法人新潟県消防設備協会 電話025-284-2420

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月7日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 手術関連機器 | 一式 |
| (2) 人工呼吸器 | 一式 |
| (3) 麻酔システム | 一式 |
| (4) 病棟・ICU等ベッド | 一式 |
| (5) 分娩監視システム | 一式 |
| (6) 生体情報モニタリングシステム その2 | 一式 |

- (7) 輸液・シリンジポンプシステム 一式
 - (8) 内視鏡手術システム 一式
 - (9) 内視鏡システム 一式
 - (10) リハビリ機器（評価関連機器） 一式
 - (11) ドリルシステム 一式
 - (12) 整形外科手術機器 一式
 - (13) 人工心肺システム 一式
 - (14) 什器（ブラインド等） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県福祉保健部医務薬事課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
- (1) 上記(1)について
平成27年3月17日
 - (2) 上記(2)、(3)、(4)及び(5)について
平成27年3月19日
 - (3) 上記(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)について
平成27年3月26日
 - (4) 上記(11)、(12)、(13)及び(14)について
平成27年3月30日
- 6 落札者の氏名及び住所
- (1) 上記1(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(13)について
ジェイメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808-22
 - (2) 上記1(8)、(10)、(11)及び(12)について
源川医科器械株式会社
新潟県新潟市中央区東中通2番町279番地
 - (3) 上記1(9)について
株式会社広川製作所
新潟県新潟市西区青山225番地5
 - (4) 上記1(14)について
株式会社インテリア山下
新潟県新潟市中央区堀之内南1丁目32-16
- 7 落札価格
- (1) 上記1(1)について
5,756,400円
 - (2) 上記1(2)について
72,360,000円
 - (3) 上記1(3)について
49,248,000円
 - (4) 上記1(4)について
216,000,000円
 - (5) 上記1(5)について
53,892,000円
 - (6) 上記1(6)について
92,340,000円
 - (7) 上記1(7)について

52,302,240円

(8) 上記1(8)について

242,497,800円

(9) 上記1(9)について

263,520,000円

(10) 上記1(10)について

24,776,280円

(11) 上記1(11)について

29,184,840円

(12) 上記1(12)について

49,451,040円

(13) 上記1(13)について

72,144,000円

(14) 上記1(14)について

2,685,960円

8 入札公告日

(1) 上記(1)について

平成27年2月3日

(2) 上記(2)、(3)、(4)及び(5)について

平成27年2月6日

(3) 上記(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)について

平成27年2月13日

(4) 上記(11)、(12)及び(13)について

平成27年2月17日

(5) 上記(14)について

平成27年3月3日

9 落札方法

最低価格

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コメリホームセンター水原店

所在地 阿賀野市上中宇和田屋敷62番外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称 株式会社コメリ

法人代表者氏名 代表取締役 捧 雄一郎

住所 新潟市南区清水4501番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

・氏名又は名称 株式会社コメリ

法人代表者氏名 代表取締役 捧 雄一郎

住所 新潟市南区清水4501番地1

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年11月28日

- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計5,018平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計108台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計164平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計25立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時から午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前6時30分から午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時
 - ・荷さばき施設1
午前6時から午後10時
 - ・荷さばき施設2
午前6時から午前7時
- 7 届出年月日
平成27年3月27日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、阿賀野市産業建設部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成27年4月7日から平成27年8月7日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

特殊肥料の検査の結果について（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定に基づき、特殊肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成27年4月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

平成27年1・2月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名	検査の結果	備考
くん炭肥料	株式会社クワバラテック	もみ殻くん炭肥料	TN 0.3%	
			TP 0.5%	

			TK 1.7% C/N 96 TCu 6mg/kg TZn 53mg/kg
動物の排せつ物	ニイプロ株式会社	生鶏糞	TN 2.4% TP 2.2% TK 2.2% C/N 9 TCu 31mg/kg TZn 172mg/kg
動物の排せつ物の 燃焼灰	ニイプロ株式会社	鶏糞燃焼灰	TN 0.6% TP 19.2% TK 18.7% C/N 9 TCu 285mg/kg TZn 1,120mg/kg
たい肥	株式会社新蒲原総業	バイオフード堆肥	TN 4.3% TP 3.1% TK 1.5% C/N 10 TCu 9mg/kg TZn 57mg/kg
草木灰	有限会社ほてる大橋館の湯	草木灰	TN 0.1%未満 TP 1.7% TK 24.1% C/N 33 TCu 115mg/kg TZn 68mg/kg
たい肥	有限会社ほてる大橋館の湯	堆肥 大橋	TN 1.8% TP 2.6% TK 0.4% C/N 9 TCu 81mg/kg TZn 186mg/kg

備考 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量, TP-りん酸全量, TK-加里全量, C/N-炭素窒素比, TCu-銅全量, TZn-亜鉛全量

正 誤

平成27年1月6日付け新潟県告示第7号(道路の区域変更)中

ページ	行	誤	正
3	37、38	備考1 路線の終点を変更する区域変更 2 路線の重用 一部区間一般国道18号、一般国道292号、県道後谷黒田脇野田停車場線及び県道上越脇野田新井線と重用	備考1 路線の終点を変更する区域変更 2 路線の重用 一部区間一般国道18号、一般国道292号、県道後谷黒田脇野田停車場線及び県道上越脇野田新井線と重用 3 路線の重複 一部区間上越市道岡原脇野田線と重複

